



## 犬・笑・暮だより vol.118

# 人と動物の共存を目指す「動物の愛護及び管理に関する法律」



「動物愛護管理法」（動物の愛護及び管理に関する法律）が改正され、7年ぶりに新しくなって、昨年9月から施行されています。今回の主な改正点は、動物の飼い主に対して「終生飼養の責任」がはっきり明文化されていること、動物を取り扱う業者の規制が更に強化され、もちろん業者にも終生飼養の確保も義務付けられたこと、インターネットでの販売時についても、対面販売や説明が義務化されたこと、災害対策、罰則・罰金の強化など、多岐に渡っています。

法律は、施行されただけで一般に広く認知されなければ、意味がありません。人と動物が共存・共生して行ける素晴らしい社会に日本がなるために、改正されて一年目の今年、「動物愛護管理法」を知っておきましょう。

### 終生飼養の徹底

動物を飼ったら、その動物が命を終えるまで、飼い主が愛情と責任を持って飼うことが明記されました。自分が病気になるなどして、どうしても飼えられなくなってしまった場合にも、新しい飼い主を探したり、愛護団体に相談するなどして自ら動物の譲渡先を見つける必要があります。これまでは、都道府県が犬猫の引取りを飼い主から求められた場合引き取ってきまましたが、改正動物愛護管理法では、終生飼養の原則に反する引取り（動物取扱業者からの引取り、繰り返しての引取りや、動物の年齢や病気などが理由の引取り等）は拒否できることになりました。

また、動物を傷つけたり捨てたりする行為は犯罪です。今までも罰則がありましたが、それが更に強化されました。

また、動物取扱業者にも、販売が困難になった動物の終生飼養を確保する責任が明記されています。

今回の改正で、「終生大切に愛情を持って飼育して行く」という当たり前の概念が、動物の飼い主に対しても、動物を取り扱う業者に対しても、ようやく法律に明記され守られるようになったわけです。

環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

■みだりに殺したり傷つけたりした場合は、  
改正前：100万円以下の罰金  
⇒200万円以下の罰金

■遺棄したり虐待（みだりに給餌や給水をやめたり、酷使したり、病気やけがの状態で放置したり、ん尿が堆積するなどの不衛生な場所で飼ったりする等の行為は動物虐待の犯罪行為です）したりした場合は、

改正前：50万円以下の罰金  
⇒100万円以下の罰金



愛犬に関するお住まい・お庭のお悩みは **庭遊館** にお気軽にご相談下さい

庭園工事・外構工事・管理・設計施工

株式会社 庭遊館

〒504-0945 各務原市那加日新町6-65

TEL 058-216-3110

FAX 058-216-3113

<http://www.teiyukan.jp>



携帯サイトはコチラ！！

